

競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、物品の購入、その他の契約（売却、貸付は除く。）において、八丈町（以下「町」という。）が行う指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定める。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の基本的事項)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、町から指示された図面、仕様書、内訳書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行う。

(1) 入札前においては、その旨の書面を契約担当者に直接持参するか郵送するものとする。

(2) 入札中においては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第5条 入札参加者は、町が指定する入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。以下同じ。）の上、あらかじめ競争入札の参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）において示した日時及び場所において、町職員の指示により入札箱に投入しなければならない。また、入札保証金の納付を必要とするものについては、入札保証金納付証明書を提出しなければならない。入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供した場合も同様とする。

2 前項の入札は、代理人に行わせることができる。この場合においては、当該代理人に入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してある場合は、この限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、指名通知において郵便による入札が認められ

たときは、書留郵便により入札することができる。この場合においては、別に指示された日時及び場所に到達していなければならない。

(入札の延期等)

第6条 次の各号に該当する場合は、入札を延期若しくは中止する。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、町は、その賠償の責を負わないものとする。

- (1) 入札参加者が不穩の行動をなすなど、入札を公正に執行することができないと認めるとき
- (2) 天災地変その他やむを得ない事情が生じたとき
- (3) 入札参加者が一人であるとき

(開札)

第7条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札参加者を立ち合わせて行う。

2 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のしたもの
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 郵便による入札を認められた場合において、その送付された入札書が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの
- (4) 予定価格を事前公表している案件にあつては、予定価格を超える金額での入札
- (5) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの
- (6) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札
- (7) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係るもの
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (9) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (10) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負の場合においては、第10条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とすることがある。

(最低制限価格の設定)

第10条 工事の請負の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前公表する場合は、再度の入札は行わず、不調とする。

2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札において第8条の規定により無効とされなかった者に限る。

(くじによる落札者の決定)

第12条 落札なるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない町職員がくじを引くものとする。

(落札の通知)

第13条 落札者が決定したときは、口頭又は書面でその旨を通知する。

(町議会の議決を要する契約)

第14条 八丈町長との契約において、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八丈町条例第11号）第2条又は第3条に規定されている金額以上の契約については、議会の議決を得てから契約するものとする。

(補則)

第15条 この心得の各条項の解釈及びこの心得に定めのない事項については、町の指示するところによる。

別記様式

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通知書番号 | | | | | | | | | | |
| 入 札 書 | | | | | | | | | | |
| 件名 _____ | | | | | | | | | | |
| _____ | | | | | | | | | | |
| | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| <p>上記金額をもって（※請け負う）ため競争入札参加者心得及び入札通知書記載事項等を承諾のうえ、入札します。</p> <p style="text-align: center;"> ※ 請け負う場合 請け負う 年 月 日 物品納入の // 納入する </p> <p>八 丈 町 長又は 殿 公営企業管理者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> | | | | | | | | | | |

| |
|-------------------------|
| (郵送入札用) |
| 八丈町長 又は 殿 公営企業管理者 |
| 番号 |
| 件名 |

| |
|----|
| 住所 |
| 氏名 |

(注意事項)

- 1 入札書の大きさは日本工業規格A4とする。
- 2 金額はアラビア数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。
- 3 書留郵便にて入札する場合は、封書に件名等を明記し、入札書を同封すること。